

提出された意見とそれに対する市の考え方及び修正点

No.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
1	ごみ処理基本計画 P78	5. 現況に対する計画	<p>資源ごみの持ち去りについて</p> <p>本計画の第8節 課題・問題点の整理で資源ごみの持ち去りと掲げながら具体的な計画が明記されていない、昨年9月の議会答弁において条例見直しを進めるとの回答があったがいかがなものか？P78「現状に対する計画」では条例を改訂し、ごみ集積場から資源物を持ち去る行為を禁止します。と明記してあるに第4章には盛り込まれていないのはなぜか？新たに項目を設けたとえば条例改正に向けて準備委員会設置とか何時までに改定しますなどが盛り込まれてほしい。</p>	<p>P78第4章第14節5. 現況に対する計画との整合を図り、修正します。なお、本計画は一般廃棄物に係る長期的視点に立った基本方針を明記するものであることから、条例改正に向けた実務については、計画には示しません。</p>
				<p>P77第4章第14節 その他ごみ処理に関し必要な事項 5. 資源物の持ち去り対策について以下の記述を追加します。</p> <p>5. 資源物の持ち去り対策について</p> <p>ごみ集積所からの資源物の持ち去り行為を抑止するため、引き続き監視パトロールを実施するとともに、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、これらの行為を禁止し、厳正に対処していきます。</p>
2	その他		<p>何時も不用品処理で「環境センター」にお世話になって居りますが、環境センターに不用品を運び込んだとき、何時も思うことが有ります、結構再利用出来る物が捨てられて居る事が有り、「勿体ない」「欲しい」と思うことが多数有り、例えば家具類(机、棚)、陶磁器類(火鉢、植木鉢)、機械類(工具、農機具、バイク)等々、これらの物は「センター」に搬入された物、全て廃棄されていると思いますが、これら再利用出来る物を「一般販売」として「再利用できるシステム」は出来ないでしょうか？ただ、このシステムを構築するに当たって「運用費用」が発生しては意味は有りません、「利益」を得る事が必要と成ります。</p>	<p>ご意見の内容は、計画中 P69の行政の役割16)「不用品再使用の検討」の中に含まれております。</p>
				<p>修正なし</p>